

財政援助団体等監査結果 に基づく措置通知

(平成27年9月1日)

T-CAS

財政援助団体等監査結果に基づき、措置を講じた
旨の通知があったものは、次頁以降のとおりです。

平成27年9月1日

高松市監査委員

吉田 正己 (よしだ まさみ)

鍋嶋 明人 (なべしま あきひと)

神内 茂樹 (じんない しげき)

佐藤 好邦 (さとう よしくに)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

【財政援助団体等監査結果に基づく措置通知一覧】

H27.9.1

| 措置通知 No. | 監査実施年度 | 告示日 | 告示番号 ※ | 区分 ※ | 項目 | 公表文該当ページ | 所管課等 | | 措置通知日 |
|----------|--------|----------|--------|------|----------------------|----------|-------|-------|----------|
| No.1 | H26 | H27.2.20 | 第5号 | 指摘 | 金銭の出納に当たる事務処理について | P6 | 市民政策局 | 地域政策課 | H27.7.24 |
| No.2 | | H27.3.31 | 第10号 | 意見 | 立替払に係る事務処理規程の見直しについて | P4 | 健康福祉局 | 長寿福祉課 | H27.7.31 |

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

| | | | |
|----------------|---|-----------------------------|-------------------|
| 監査実施年度 監査対象 | 平成26年度 市民政策局 地域政策課/ 高松市コミュニティ協議会連合会 | | |
| 指 摘 又 は 意 見 | | | |
| 告示番号 | 高松市監査委員告示第5号 | 告示日 | 平成27年2月20日 |
| 区 分 | <input checked="" type="checkbox"/> 指摘 | <input type="checkbox"/> 意見 | 通知日 平成27年7月24日 |
| 指摘・意見 の項目 | 金銭の出納に当たる事務処理について | | |
| 内 容 | <p>慶弔費の支出について、支出の証拠となる証ひょうが添付されていないものが見受けられたので、今後、領収書を徴することができない場合は、高松市コミュニティ協議会連合会会計規程第12条の規定による支払証明その他の確認書類を添付されたい。</p> <p>なお、支払証明書については、客観性を保つため、支払った者から徴収することのないよう検討されたい。</p> | | |
| 公表文該当 ページ | 6ページ | | |
| 公表文への リンク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/zaisei/zaisei26/z220.pdf | | |

| | |
|-------------------------|---|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
| 所 管 課 等 | 市民政策局 地域政策課 |
| 対 象 団 体 | 高松市コミュニティ協議会連合会 |
| 措 置 結 果 | <p>本件指摘事項については、客観性を保つため、支払に携わった者以外の者から徴収することを、平成27年3月に開催された高松市コミュニティ協議会連合会役員会において決定し、以後適正に処理している。</p> |

財政援助団体等監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

| | | | |
|--------------------|--|--|---------------------|
| 監査実施年度 監査対象 | 平成26年度 健康福祉局 長寿福祉課/ 公益社団法人 高松市シルバー人材センター | | |
| 指 摘 又 は 意 見 | | | |
| 告 示 番 号 | 高松市監査委員告示第10号 | 告 示 日 | 平成27年3月31日 |
| 区 分 | <input type="checkbox"/> 指摘 | <input checked="" type="checkbox"/> 意見 | 通 知 日 平成27年7月31日 |
| 指 摘 ・ 意 見 の 項 目 | 立替払に係る事務処理規程の見直しについて | | |
| 内 容 | <p>業務に必要な材料を調達する場合等、会員が立替払いした場合の本部事務所における事務処理について、保管現金から購入先へ直接支払ったものと同様の事務処理がなされ、実態と合っていないものとなっている。一方で、支部においては、支部の支出事務について定めた資金管理要領に基づき、立替払金請求票により処理されているので、同要領を改正するなど、本部における立替払に対応したものとなるよう、事務処理規程の見直しについて検討されたい。</p> | | |
| 公表文該当 ペ ー ジ | 4ページ | | |
| 公表文への リ ン ク | http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/zaisei/zaisei26/z331.pdf | | |

| | |
|-------------------------|--|
| 指 摘 又 は 意 見 に 対 す る 措 置 | |
| 所 管 課 等 | 健康福祉局 長寿福祉課 |
| 対 象 団 体 | 公益社団法人高松市シルバー人材センター |
| 措 置 結 果 | <p>本件意見に関しては、平成27年度3月23日付けで支部の支出事務について定めた資金管理要領を、本部においても適用するよう改正し、本部・支部ともに同一の事務処理となるよう改善した。</p> <p>また、会員が立替払いした場合の事務処理は、実態に合わせ支出先は会員とし、かっこ書きで購入先の名称を追記することとした。</p> |